

窓口支援システム導入支援業務
募集要項等に関する質問回答

No.	該当箇所	質 問	回 答
1	資料等：募集要項 ページ：1 項 目：2(4)	予算上限額については、仕様書の条件を満たす範囲とし、それ以外の弊社独自機能やサービスのオプションについては、「基本上限額」を超えるものとして提案することは可能という認識でよいか。	提案することは可能であるが、企画提案書等においては、仕様書に係る部分と、それ以外の部分を明確に分け、選定委員会の審査時等に誤解を招かないよう配慮すること。 なお、仮に市が選定事業者を選定した場合でも、提案された独自機能やオプションの導入を確約するものではない。
2	資料等：募集要項 ページ：2 項 目：5(1)エ	入札参加登録(業者登録)が済んでいれば提出は不要の認識でよいか。	入札参加登録(業者登録)済みであっても、改めて提出を求める。なお、提出は写しの提出でも構わない。
3	資料等：募集要項 ページ：3 項 目：7(1)	電子データでの提出はない認識でよいか。	電子データの提出は不要である。
4	資料等：募集要項 ページ：3 項 目：7(1)ア(ア)	A4判両面印刷15枚とは、30ページの認識でよいか。	当市が指定する様式第6号を使用し、15枚(30ページ)以内に収めること。なお、2ページ目以降の表は、図等を挿入し適宜大きさを調整して構わないものとする。
5	資料等：募集要項 ページ：3 項 目：7(1)ア(ア)	A4判両面印刷15枚とは別に、提案内容を補足したものを別添として提出することは可能か。	補足資料等の追加提出は認めない。提案内容は、当市が指定する様式第6号を使用し、15枚(30ページ)以内に収めること。
6	資料等：募集要項 ページ：3 項 目：7(1)ア(イ)f	既存の基幹系業務システムとの連携とは、仕様書7機能要件(2)の連携を実現させるためという認識でよいか。	本項目でいう「基幹系業務システムとの連携」とは、仕様書7機能要件(2)に加え、導入しようとするシステムから基幹系業務システムへのデータのインプット等市職員の事務軽減の可否を判断することを想定している。
7	資料等：募集要項 ページ：3 項 目：7(1)ア(イ)f	既存の基幹系業務システムのベンダーの連絡先をご教示願いたい。	下記連絡先へ連絡すること。 株式会社 アイシーエス 公共システム営業部 公共システム営業グループ 佐々木様 TEL：019-651-2626
8	資料等：募集要項 ページ：3 項 目：7(1)ア(イ)f	既存の基幹系業務システムのベンダーに対して、連携費用算出が各提案ベンダーから依頼されることは、貴市から既存の基幹系業務システムベンダーに事前連絡済みという認識でよいか。	認識のとおりである。
9	資料等：募集要項 ページ：3 項 目：7(1)ア(イ)f	既存の基幹系業務システムのベンダーからの情報提供が期日迄に間に合わなければ提出は差し控える認識でよいか。	間に合わない場合は、提出は不要であるが、提出時点の分かる範囲で連携可能性等を提案願う。

10	資料等：仕様書 ページ：1 項目：6(2)	「出生・婚姻・離婚・死亡に係る戸籍異動関連業務」では、どのような届出書を想定しているのか。具体的な申請書、届出書をご提示願いたい。	別添「住所変更（転入・転出・転居）届、世帯変更（世帯主変更・合併・分離・申出・その他）届」等を想定している。
11	資料等：仕様書 ページ：2 項目：7(1)	転出証明書を用いて、必要なデータを生成する手段としては、専用のスキャナーを使用しOCR処理にて行う認識でよいか。	転出証明書も用いて必要なデータを生成可能であれば手段は問わない。
12	資料等：仕様書 ページ：2 項目：7(12)	弊社が対応できる「英語」「中国語」「韓国語」「ベトナム語」「ポルトガル語」「スペイン語」「ネパール語」に貴市が指定する言語は含まれる認識でよいか。	認識のとおりである。
13	資料等：仕様書 ページ：2 項目：7(13)	本システムは、クラウド方式の認識でよいか。	認識のとおりである。
14	資料等：仕様書 ページ：2 項目：7(15)	仕様書の7機能要件(15)に記載されている支援措置対象者への本システムの取り扱い、何があっても誤処理や誤操作により誤発行にならないようにすることを目的としていると推察する。本目的にたがわれない機能を準備するということで差支えないか。	認識のとおりである。
15	資料等：仕様書 ページ：2 項目：8(1)	申請書を出力するプリンタについても、貴市で用意いただける認識でよいか。	認識のとおりである。 ただし、使用したいプリンター等の要件は、募集要項7(1)ア(イ)gに含め提案すること。
16	資料等：仕様書 ページ：3 項目：11(1)	弊社側の役割分担として対応するのは、本システムのみという認識でよいか。	スマホ等の端末から導入するシステムへのアクセス方法や、システムの使い方の操作説明を想定する。この他、市が導入しているシステム等の説明は、別途市職員等が行う。